

指導等は完全予約制です。ホームページ又は電話にてご予約ください。



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
 保土ヶ谷区仏向町154-2
 ゴトービル2F
 TEL 045-442-7201
 FAX 045-442-7251
 発行人 平井 武男
 編集 広報委員会

あじさい (みなとみらい) 撮影 職員

確定申告報告

税制指導委員会担当副会長 **小川 潔**

令和4年分の確定申告もトラブルもなく無事終わり、指導部、役員、事務局の皆様、東京地方税理士会保土ヶ谷支部の先生方のご協力のおかげだと、感謝申し上げます。

コロナの影響で密集を避けるため完全予約制を導入し、1日の受付人数を決めて、待ち時間を少なくスムーズに進むように実施しました。また3月に入って予約が取りにくくなり最悪申告が出来なくなってしまうような事態だけは避けるため、昨年申告期限間近に来所された会員の方へ事前に葉書で早く事務所に来てくれるようにお知らせしましたが会員の皆様にはなかなか予約が取れない、相談時間が短いなど、ご不便をお掛けしました事をお詫び申し上げます。まだまだ課題は残っていますが、今後とも会へのご協力ご支援をよろしくお願い致します。

提出件数	所得税確定申告	2,192件 (e-Tax 378件)	来場者数	3,187名
	消費税確定申告	255件 (e-Tax 70件)		

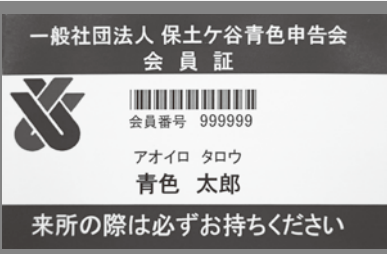
青色コーナー報告

組織委員長 **福島 靖利**

今年も令和5年2月16日より3月15日迄、日石横浜ホールにて横浜中会と合同で青色コーナーを設置しました。今回もコロナウイルスの影響で派遣人員も削減され、指導のみで組織委員会としては入会勧奨が出来ませんでした。しかしながら指導に行かれた役員の皆様が積極的に入会勧奨して頂き10名の入会がありました。指導に行かれた役員の皆様お疲れ様でした。

来年も青色コーナーに於いて組織委員会として入会勧奨が出来るかは未定です。会員数も年々減少傾向にあり、令和5年3月31日時点で3,024名と非常に厳しい状況になっております。組織委員会としては今後色々な対策を検討し、入会勧奨に務めて参ります。何卒、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

青色コーナー実績 2/16~3/15 入会者数 10名 青色申請見込者数 20件



来所の際は必ず会員証をご提示ください!
 会員証があると受付がスムーズに出来ます。
 会員証を紛失した方は事務局へご連絡ください。
 再発行致します。

税制改正の詳細については国税庁ホームページをご確認ください。

予約制・源泉指導会のお知らせ 6月26日(月)~7月10日(月)<土日を除く>

前期分(1月~6月分)の納付期限は7月10日(月)です。 ※納期の特例を適用の方

納期限を過ぎると延滞税や不納付加算税の対象になります。従業員・アルバイト等に給与支払をされた方は納税額が0円でも納付書の提出が必要です。

確定申告時期(1/23~3/15)に1年分まとめて源泉指導を受けようとする方が見受けられますが期限後の指導等は申告会では行いません。期限を守りましょう!

※期限後の納付書は申告会で受取できません。ご自身で税務署へ提出してください。

◆専従者給与を支払う場合はあらかじめ税務署への届出が必要です。

◆納期の特例適用の場合、源泉税の納付(報告)は年2回です。 後期分 7月~12月分...令和6年1月22日

- 持ち物
- ① 令和5年分の源泉徴収簿(給与支払額・源泉徴収税額を記入したもの)
 - ② 源泉税の納付書
 - ③ 扶養控除等申告書(扶養親族の生年月日、マイナンバーを必ず記入してください)
 - ④ 前年分の控(令和4年分の①~③)

令和5年分 給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月	支給日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	同上の税額につき還付又は徴収した月区分	差引徴収税額
給料	1	20	100,000		100,000	0	720		720			
	2	20	100,000		100,000	0	720		720			
	3	20	100,000		100,000	0	720		720			
	4	20	100,000		100,000	0	720		720			
	5	20	100,000		100,000	0	720		720			
	6	20	100,000		100,000 (600,000)	0	720		720 (4,320)			
計			600,000		600,000	0	4,320		4,320			
賞与	6	20	150,000		150,000	0	6,126		6,126			
計			750,000		750,000	0	10,446		10,446			

記入例

事業主 和田町 太郎
 専従者 和田町 花子 (S50.5.5)
 扶養親族 0人
 給与 1月~6月 毎月20日 10万円
 源泉税 月額720円
 賞与 6月20日 15万円
 源泉税 6,126円

年調所得税額(②-③、マイナスの場合は0) ④
 年調年税額(④ × 102.1%) ⑤ (100円未満切捨て)
 差引超過額又は不足額(⑤-⑧) ⑥

国税収入書資金(納付書) 32399 (0)5
 給領収済通知書 00031953 (記入例) 1234567890

住所 240-0044 神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向町154-2
 氏名 和田町 太郎
 代表者 和田町 太郎

申告所得税の予定納税

予定納税の必要な方は税務署から通知されますので、期限内に納税してください。又確定申告時にその通知をお持ちください。予定納税の納付が遅れた場合も延滞税がかかります。

なお、必要経費にはなりません。確定申告(第3期分)で所得税額から差し引きます。(確定申告書に記載します。)

納付期限 第1期 7月31日(月) 第2期 11月30日(木)

廃業・業況不振等により予定納税額の減額申請をすることが出来ます

減額申請期限 第1期 7月18日(火) 第2期 11月15日(水)

指導会年間予定表 (令和5年度)

指導会	日程	対象者
ブルーリターンA 個別指導会	・6月12日(月)～16日(金) ・8月21日(月)～25日(金) ・10月16日(月)～20日(金)	・ブルーリターンA利用者 ・会計ソフトの導入を検討している方
給与源泉指導会	・6月26日(月)～7月10日(月) 〈土日を除く〉	・従業員や専従者に給与支払がある方
記帳確認相談会	・9月4日(月)～15日(金) 〈土日を除く〉	・減価償却費の計算がある方 ・10万円以上の資産を購入した方 ・試算表の合わない方、会計ソフト利用者
決算準備指導会	・11月1日(水)～12月15日(金) 〈土日祝日を除く〉	・ブルーリターンA利用者 ・車の買い換え、建物の大規模修繕を したり、減価償却費の計算がある方 ・住宅を購入された方(住宅借入控除)
年末調整指導会	・12月18日(月)～1月22日(月) 〈年末年始、土日祝日を除く〉 ※給与支払ある方は必ず参加	・従業員や専従者に給与支払がある方 ・扶養親族や控除書類の確認が必要な方 ・給与支払報告書(源泉徴収票)の作成が 必要な方

確定申告指導会は令和6年1月4日(木)から開始。4日から申告書の提出も受け付けます。

インボイス(適格請求書発行事業者)の登録申請をされた方へ

インボイス発行事業者の方は、基準期間(2年前)の課税売上高が1,000万円を超えていなくても消費税の課税事業者となり、消費税の申告が必要

です。消費税の申告をするには、消費税(インボイス)に対応した記帳をしなければなりません。記帳が不十分だと消費税の申告をすることが出来ません。帳簿への記帳が非常に重要です。

今まで免税事業者だった方は、消費税申告に必要な記帳や計算方法などの指導を受けてください。

現在、課税事業者の方で一般課税の場合は記帳の項目が追加になるので指導を受けてください。

今年中に指導を受けられていない場合は、令和5年分の消費税申告について指導を受けられません。

下記日程でインボイス制度の記帳指導会を行います。必ずご参加をお願いします。

- インボイス ① 6月19日(月)～23日(金) ② 7月18日(火)～21日(金)
- 記帳指導会 ③ 8月 7日(月)～10日(木) ④ 9月 4日(月)～15日(金) 〈土日を除く〉

確定申告期も含め指導時間は1人1日50分です。

◎次のような方は必ず年内に申告会で指導をお受けください。

- ・車両の購入(買換)や建物の建築・修繕等があり、減価償却の計算が必要な方。
- ・会計ソフト利用者(確定申告期は2月以降、入力内容の確認・入力指導は行いません)。

◎従業員や専従者に給与支払がある方は必ず納期限をお守りください。

- ・上半期分7月10日(月)・下半期分1月22日(月)
- 1月23日以降は申告指導期間のため、当会で年末調整の指導は出来ません。

◎確定申告期の3月は予約が集中し希望する日時に予約が取れない場合があります。上記指導会に参加し、2月中にご来所ください。

申告会での指導は、上記指導会や確定申告も含め完全予約制です。必ず予約の上、ご来所ください。

①パソコンやスマホからオンラインで予約

予約申込画面QRコード→



②電話045-442-7201で予約

上記以外の日程でも申告会事務所では指導を行っています。お問合せください

指導会等の詳細は会ホームページにて随時お知らせしています。

ブルーリターンAのインボイスの入力について

	令和5年9月30日までの取引	令和5年10月1日以降の取引
課税事業者の方	従来通り入力します。	税区分(事業区分)の入力とともに、一般課税の方はインボイス無し欄も入力します。 インボイス有り→ 空白 のまま インボイス無し→ 無し を選択
免税事業者で10月1日からインボイス発行事業者になる方	10.初期設定 → 事業情報設定 → 消費税設定 → 対応しない にします。 消費税対応するに変更後は税区分をすべて 8.税外等 で入力します。	入力を開始する前に 10.初期設定 → 事業情報設定 → 消費税設定 → 対応する に変更して課税方式を登録する。 上記の課税事業者と同様に入力する。
免税事業者でインボイス発行事業者にならない方	特に変更ありません。従来通りの入力をします。	

※2割特例・少額特例などの事務負担の軽減措置、申告書作成には現在対応していません。今後ブルーリターンA2024で対応予定です。

消費税 申告と納税

消費税の届出や記帳をしないまま申告を迎えると
思わぬ **高額な納税** になる場合もあります。

	令和3年の課税売上が1,000万円を超えている方、インボイス発行事業者	令和4年の課税売上が1,000万円を超えている方、インボイス発行事業者
消費税申告が必要な年	令和5年	令和6年
消費税申告・納税期限	令和6年4月1日(月)	令和7年3月31日(月)

○一般課税 届出は必要ありません

$$\text{課税売上に係る消費税額} - \text{課税仕入に係る消費税額} = \text{消費税額}$$

記帳 取引(売上・経費)を記帳する際に税率(軽減8%・10%)ごとに税区分を付け加えます。
税区分は課税・非課税・不課税・免税の4種類があります。
10月1日からは免税事業者からの仕入の場合「80%控除対象」など帳簿に記載及び請求書等の保存が必要となります。

○簡易課税制度 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出

	届出書の提出期限
課税事業者の方で令和6年分から簡易課税制度にされたい方	令和5年12月31日
免税事業者の方(インボイス発行事業者の登録に伴って、課税事業者となる方)で令和5年分から簡易課税制度にされたい方	

※提出すると2年間は取りやめできません。
但し、基準期間(2年前)の課税売上高が5,000万円を超えている方は一般課税で申告します。

$$\text{課税売上に係る消費税額} - (\text{課税売上に係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}) = \text{消費税額}$$

事業区分・みなし仕入率	主な事業内容
第1種事業・90%	卸売業
第2種事業・80%	小売業、農林漁業のうち飲食料品の譲渡に係る事業
第3種事業・70%	製造業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、建設業など
第4種事業・60%	飲食店業など(第1・2・3・5・6種事業以外の事業)
第5種事業・50%	サービス業、運輸業、通信業、金融業・保険業
第6種事業・40%	不動産業

記帳 売上などを記帳する際に税率(軽減8%・10%)ごと事業区分を付け加えます。

消費税の特例などの事務負担の軽減措置の詳細については国税庁ホームページをご確認ください。

青色申告特別控除65万円。消費税・インボイスに対応した記帳は会計ソフトブルーリターンAをおすすめします。

個人事業主の退職金・小規模企業共済に加入しませんか。掛金が全額所得控除になります。

会計ソフト『ブルーリターンA』 個別指導会(予約制)

日程

6月12日(月)~16日(金)

8月21日(月)~25日(金)

1~3月に2回以上指導
を受けられた方は必ず
お越しください!

ご希望の日時をご予約ください。



日曜日指導会(予約制)

平日指導会に来られない方。減価償却の計算、記帳
でお悩みの方など、ご希望の方は開催日1週間前までに
ご予約ください。

日 程 6月25日 7月30日
8月27日

指導開始時間 ①9:00 ②10:00
③11:00 午前のみ営業です

※当日キャンセル、無断欠席をされた場合は以後予約
できません。また、ご予約いただいていない方は指導
できません。

労働保険のお知らせ

令和5年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は6月1日(木)~7月10日(月)です。

詳しい内容はこちらから ⇒



労働保険の申請は便利な電子申請で! ⇨ **検索** 労働保険の電子申請

お問い合わせは 神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課 電話045-650-2803

新規加入受付中

当会は労働保険・一人親方保険のお取扱いをしています!(別途組合費が掛かります。)
加入を希望の方等は労働保険担当 根本・藤田までご連絡ください。

女性部より 使用済み切手 捨てないで!

たくさんの使用済み切手と一円玉1,295円集まりました。

皆様のあたたかいご協力に心からお礼申し上げます。
使用済み切手等を全国青色申告会総連合女性部の本部へ
送付しました。切手は東京都青梅市の目の不自由なお年
寄りのホームに送り、愛好家に販売され、ホームの運営
資金や盲大学生の奨学金の資金となっています。

使用済みの切手・一円玉を事務局にお持ちください。
切手は周囲5ミリ程度残して切り取っていただければ幸
いです。宜しくお願い致します。



お知らせください!

転居や**廃業**をされた方、**変更**のある方は事務局までご連絡ください。税務署への届出も事務局で
お手続きできます。退会をご希望の方は**退会届**をご提出いただかないと会費がかかります。

指導受付時間 午前9時~11時 午後1時~4時 業務終了時間 午後5時 ※土・日・祝日は休み

横浜市からのお知らせ

個人住民税を特別徴収で納めるときのよくあるお問い合わせ

Q 市民税・県民税(特別徴収分)の納入期限はいつまでですか?

A 各月分の納入期限はその翌月の10日までです。例えば6月分であれば7月10日が納入期限です。(10日が金融機関等の休業日であれば、その翌営業日が期限になります。)

Q 特別徴収税額の納入書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか?

A 納入書綴りの後ろにごさいます白紙の納付書をお使いください。もしくは、本市ウェブサイト「市民税・県民税特別徴収分再発行納入書」を掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

Q 所得税で納期の特例を受けていますが、市民税・県民税でも受けるにはどうすればよいですか?

A 「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項をご記入の上、財政局納税管理課まで郵送または持参にて申請書を提出してください。※審査には概ね2週間程度かかります。申請書等は、本市ウェブサイト「納期の特例の申請と納入について」に掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

横浜市 納期の特例 **検索**

【提出先】横浜市財政局納税管理課

〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-3096 受付時間:8時45分~17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

Q 普通徴収から特別徴収に変更する際、既に納期が過ぎた普通徴収分も併せて特別徴収にしてもらうことはできますか。

A 納期が過ぎた普通徴収を特別徴収にすることはできません。普通徴収の納期限前に「特別徴収への切替依頼書」が横浜市特別徴収センターに届くようにご提出ください。なお、口座引落としによる納付方法を選択しておられた場合、納期前であっても口座の停止ができない場合もありますので早めにご提出ください。

横浜市 異動届 **検索**

【提出先】横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-4471 受付時間:8時45分~17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

令和四年

深谷 悟(事業主) 建設業

四月五日 七十一才 保土ヶ谷区

山岸 亭生(配偶者) 美容業

五月三日 七十九才 保土ヶ谷区

曾根 政治(事業主) 不動産貸付

五月十三日 九十五才 瀬谷区

鈴木 清子(事業主) 不動産貸付

七月十七日 八十二才 旭区

西村 辰治(配偶者) 不動産貸付

八月二十日 八十七才 瀬谷区

青木 イセ(事業主) 不動産貸付

十一月二日 百一才 瀬谷区

西尾 順子(配偶者) 時計・眼鏡小売業

十二月十日 七十八才 保土ヶ谷区

飯塚 勲(配偶者) 印鑑・印刷・小売業

十二月二十五日 七十七才 瀬谷区

高橋 勇(事業主) 農業

十二月三十日 九十六才 瀬谷区

令和五年

足立 武至(事業主) 不動産貸付

一月二十七日 八十才 保土ヶ谷区

廣瀬 ヤエ(事業主) 不動産貸付

二月四日 百才 瀬谷区

堀 俊治(事業主) 不動産貸付

二月五日 八十一才 瀬谷区

鈴木 やす子(事業主) 電気機器販売修理

二月十六日 八十八才 旭区

田島 かをる(事業主) 不動産貸付

二月十六日 八十七才 旭区

鈴木 茂(事業主) 運送業

二月二十六日 七十五才 保土ヶ谷区

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に、会より弔慰金が給付されます。お近くの班長または事務局まで早急にご連絡ください。

＊会員数＊ 令和5年3月末現在

正会員 3,024名 保土ヶ谷区 993名
旭区 1,244名
瀬谷区 787名
準会員 117名

事務局からのお知らせ

7月28日(金)午後は研修の為お休みします。
8月14日(月)~16日(水)はお休みさせていただきます。
ご不便をおかけしますがよろしくお願い致します。

6月の行事	5日(月)~9日(金) 健診・人間ドック	12日(月)	広報委員編集会議
	19日(月)	事業厚生委員会	6月26日(月)~7月10日(月) 源泉指導会
7月の行事	14日(金)	組織委員会	31日(月) 財務委員会

会員増強にご協力を！開業された方やご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。粗品進呈！